ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業
（重点対策加速化事業）
仕様書

1　目的

本事業では、ＰＰＡ方式により、公共施設への太陽光発電設備等の導入、運転管理及び維持管理を行い、同施設の再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガスの排出抑制することを目的とする。

事業概要

(1)　事業名

PPA方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業

(2)　事業方式

オンサイトPPA方式

(3)　運転期間

運転開始日から原則として20年間とする。

(4)　事業期間

契約開始日から、設備の撤去または無償譲渡その他事業者が協議して定める完了日までとする。

(5)　実施年度

令和８年度：現地調査、構造調査、基本設計、実施設計、各種手続

令和９年度：対象施設の内３施設の施工、試運転及び運転開始を予定

令和１０年度：対象施設の内１施設の施工、試運転及び運転開始を予定

対象施設

本事業の対象施設は、次の４施設を予定する。

(1)　ふれあい交流センター

(2)　いこいの村なみえ

(3)　道の駅なみえ

(4)　浪江診療所

交付金及び予算措置に関する条件

本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の活用を前提として実施する。

事業者は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の交付

要領、実施要領、交付要件その他関係規定を十分に確認し、これらに適合した提案を行うこと。

交付金の補助率は、原則として補助対象経費の2分の1とする。ただし、補助対象経費、補助率、補助上限額その他の取扱いについては、国の交付要綱、実施要領、交付決定通知その他の交付条件に従うものとする。

令和8年度の交付限度額は、11,000,000円とする。

令和9年度の交付限度額は、89,000,000円とする。

令和10年度の交付限度額は、31,969,000円とする。ただし、令和9年度、令和10年度の交付予定額は国の内示及び交付決定前の予定額であり、国の交付決定及び町の予算措置を条件とする。

本事業は、交付金制度上、単年度ごとに事業費の精算、実績報告その他必要な手続を行うことを要する。このため、事業者は、各年度の終了時点において、当該年度に実施した業務に係る成果物、出来高、事業費の内訳、支出を確認できる資料、写真、設計図書、工事記録、検査記録その他町が求める資料を、町が指定する期限までに提出しなければならない。

前項の成果物及び関係資料は、町が国への実績報告、交付金の精算、事業評価その他必要な手続を行うために使用するものとする。事業者は、町から追加資料又は説明を求められた場合は、速やかにこれに応じるものとする。

令和8年度においては、現地調査結果、構造調査結果、設備容量検討結果、実施設計図書、工程計画、関係手続の実施状況、事業費内訳その他町が指定する成果物を提出すること。

令和9年度及び令和10年度においては、各年度に施工する対象施設について、施工記録、完成図書、機器仕様書、試運転結果、性能確認資料、出来高及び事業費内訳、写真その他町が指定する成果物を提出すること。

国の内示、交付決定、交付条件、関係制度又は町の予算措置に変更が生じたことにより、対象施設、導入規模、設備仕様、施工時期、PPA料金その他の契約条件を変更する必要が生じた場合は、町と事業者は誠実に協議し、必要な変更を行うものとする。

国庫交付金が不交付となった場合、交付額が減額された場合又は交付時期が変更された場合において、町が事業の全部又は一部を実施することが困難と判断したときは、町は当該部分の契約締結、施工着手又は事業実施を延期、変更又は中止することができるものとする。

2　施設利用の基本的条件

⑴　事業者は、施設を事業以外の用途に使用してはならない。

⑵　町が事業者に貸付する面積の算定は、発電設備の水平投影面積とし、間隔をあけて発電設備を設置する場合においてその隙間の面積を含むものとする。

⑶　事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「【別紙】予想されるリスクと責任分担表」のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

⑷　事業期間は連携協定締結日から撤去完了日までとする。

⑸　運転期間は運転開始日から原則として２０年間とする。

⑹　設備を設置した施設について、町が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、それらに伴う費用負担が発生した場合は、１回目は事業者の負担とし、２回目以降は町の負担とする。

なお、移設に伴う設備等の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の町による売電収入補償は行わないものとする。

⑺　発電設備の運転終了後、原則として、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとし、撤去により防水層を破断した場合には修復して町に返還すること。ただし、事前に町からの希望があった際は、事業者は町と協議の上、町へ無償譲渡できるものとする。

⑻　町条例等に基づく行政財産使用料については、免除するものとする。

3　太陽光発電の電気料

町は各施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を運転期間において支払う。電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測するものとする。

契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。また、基本料金単価の設定は行わないものとする。

契約単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとし、契約単価は原則、契約期間中一定額とする。

ただし、契約締結後に実施する詳細設計、構造調査、現地調査、関係法令上の手続き、電力系統との連携協議その他の調査等の結果、当初の提案条件と比べて設備仕様、施工方法、導入規模または事業費に変更が生じ、事業者が当初提示した契約単価を上回る契約単価を求める場合は、事業者はその理由、変更内容及び契約単価への影響額を明らかにした資料を町に提出するものとする。

この場合において、町及び事業者は、交付金の交付条件、町の予算措置及び事業の継続性を踏まえ、契約単価その他契約条件について条件の上、決定するものとする。

なお、町との協議及び合意なく、契約単価を変更することはできない。

4　設備工事前の調査・手続

事業実施予定者は、事業実施にあたって以下のとおり、施設について構造調査、設備容量検討及び現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果をまとめて町に提出すること。町は結果を確認し、設備設置可能か判断する。

⑴　構造調査

設備による重量の増加や風圧等に対する耐久性について、施設に問題がないことを示すため、事業者は自らの負担において施設管理者が保有する耐震診断書等を照会するなど構造調査を行った上で、構造調査結果を報告書としてまとめること。ただし、構造設計に問題が生じる施設や構造計算が困難な施設は本事業における設備設置の対象としない。

⑵　設備容量検討

設備容量については、太陽光発電設備により発電した電力を、原則として当該施設で自家消費するとともに、浪江駅周辺エリアの整備状況を踏まえ、同エリアへの供給を想定するものとする。

ただし、浪江駅周辺エリアが未整備であり、同エリアへの電力供給が困難な期間においては、町が指定するその他の公共施設への供給を想定するものとする。なお、その他の公共施設への電力供給については、現在電力契約を締結している事業者（以下「電力小売事業者」という）との連携及び調整を前提とするものとする。

供給先、供給方法及び必要な手続については、浪江駅周辺エリアの整備状況、関係法令、電力系統の利用条件、既存の電気小売事業者との調整その他の事情を踏まえ、町及び事業者が協議の上、決定するものとする。

太陽光発電設備の容量は、当該施設の建築面積において最大限設置可能な容量を基本として想定するものとする。ただし、構造調査、現地調査、電力シミュレーション、設備の効率的な稼働、当該施設及び供給先施設における電力需要、関係法令上の制約、既存の電気小売事業者との連携・調整その他の事情を踏まえ、適切な容量を設定すること。

なお、設備を設置した各施設においては、発電量の30％以上を当該施設で消費することとする。

⑶　現地調査

構造調査の結果、構造上設置可能な施設について、下表の現地調査を行い、太陽光発電設備の設置にかかる課題（屋内設置の場合、設置可能な梁があるか、スラブ厚が十分かなど。）等を調査する。

調査項目	調査内容
太陽光発電設備（付帯設備を含む） 設置位置	設置場所の状況（面積、屋上防水、屋根の状態、建物の高さ）
	周辺状況（高い建物や樹木等の有無、周辺写真撮影）
	反射の影響
	高さ制限（第一種低層住居専用地域等）
	日射量と設備の稼働予想（発電量・自家消費等）
災害対策状況	避難所の特性（浸水地域等）、ハザードマップ情報
	現地の周辺調査（宅地・道路の状況）
関係者へのヒアリング	平常時の施設用途や使用状況
その他	建築・改修時期（今後２０年程度の活用が見込まれるか）
	事業費の増減要因（設備別・工事費）
	騒音・輻射熱・反射光等周辺環境への影響
	工事のし易さ（工事車両の進入経路、機材などの搬入経路）

⑷ 実施設計

事業者は、構造計算及び現地調査の結果を踏まえ、太陽光発電設備の設置工事に必要となる実施設計を行うこと。実施設計においては、次に掲げる事項を含め、施工に支障のない水準で詳細な検討及び図書作成を行うものとする。

① 設置レイアウト図の作成（屋根伏図、架台配置、配線ルートその他必要な事項を含むこと）
② 機器仕様書の作成（太陽光パネル、パワーコンディショナ、架台、接続箱、監視装置その他関連機器を含むこと）
③ 電気設備設計の実施（単線結線図、連系方式、保護装置その他必要な事項を含むこと）
④ 工事工程（案）の作成
⑤ 安全管理計画の作成（落下防止、感電防止、立入管理その他安全確保に必要な事項を含むこと）
⑥ 仮設計画の作成（足場、搬入経路その他施工に必要な仮設設備に関する事項を含むこと）

事業者は、前各号に掲げる事項について、町が求める水準に適合するよう十分な検討を行い、実施設計図書として取りまとめて提出すること。

詳細設計、構造調査、現地調査、関係法令上の確認、電力系統との連係協議その他必要な調査及び手続の結果、対象施設の全部又は一部について設備の設置工事が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、事業者は速やかにその理由、影響範囲、代替案及び事業費への影響を町に報告すること。

この場合において、町及び事業者は代替施設の選定、設備容量又は設備仕様の変更、施工時期、契約単価、交付金活用額その他必要な事項について協議し、今後の対応を決定するものとする。

⑸各種関係手続

ア　設置

対象施設に設備を設置する際には、事業者はあらかじめ町・施設管理者と事前協議の上、書面による承認等の手続きを行うこと。

イ　防水

外壁塗装や屋上防水の保証が継続中であり、設備を設置することにより保証が切れる場合は、事業者がその保証を引き継ぐこと。

ウ　各種届出等

事業実施にあたって、各種法令及び条例等の規定に基づき届出等手続きを要する場合においては、事業者が必要な手続きを調査し、所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。

5　工事の仕様等

⑴ 導入する太陽光発電設備及び蓄電池の要件については、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和８年７月６日付環地域事発第２６０７０６１号。）別紙２、２交付対象事業の内容、ア屋根置きなど自家消費型の

太陽光発電、（ア）太陽光発電設備（自家消費型）の交付要件a～ｇの交付要件のとおりであるので相違のないよう十分留意すること。

⑵　太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第３９条及びＪＩＳ　Ｃ　８９５５「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

⑶　設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。

⑷　太陽光発電設備は未使用の物に限り、ＪＥＴ認証を取得したものであること、またはＪＥＴ認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

6　工事の実施

⑴　日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

⑵　事業者は、工事内容やその安全対策について、町及び施設管理者との説明等を事前に充分に行った上で工事を実施すること。

設置工事に当たっては、車両の通行を含め施設利用者の安全性及び利便性を充分確保するとともに、施設の用途等を考慮の上、騒音等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について町と協議の上、実施すること。

なお、設置工事については、提案内容にかかわらず、工期や時間帯の調整が必要になる場合がある。

⑶　設備の設置に際しては、対象建物に停電が発生しない方法を優先する。停　電を伴う場合は、町と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

⑷　事業者は、町及び施設管理者に対して、非常時の設備操作説明やマニュアル作成等説明業務を行うこと。内容等については町と協議の上決定する。

⑸　工事完成時には、現場で町及び施設管理者の確認を受けること。

⑹　工事完成後は、以下の資料を作成し、町及び施設管理者に引き渡すものとする。なお、完成図面はＰＤＦ形式データを提出すること。

No	項目	提出先	
		町	対象施設
1	完成図面製本	左記データ、または左記データのＣＤ－Ｒ等	左記データ、または左記データのＣＤ－Ｒ等（なお、１、２、３については紙面で２部ずつ用意する
2	完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）		
3	災害等非常時の設備操作説明、マニュアル類		
4	打ち合わせ議事録		

5	施工記録（工事写真及び工事監理記録及び試験成績書及び各種許認可書の写し等）		こと）

⑺　事業者は、町に設備の維持管理計画書を提出し、町の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を自らの責任と負担で行う。なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である時は、町が事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じ、事業者の負担にて応じること。

⑻　計測・検証に関する事項

事業者は温室効果ガス排出量削減効果を保証すること。また、事業者は設備容量から予測される温室効果ガス排出量削減効果が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証方法（例えば遠隔保守等）を町に提示し、運転期間中において設備の計測・検証を行うとともに、計測・検証結果を町へ毎年度定期報告すること。

なお、定期報告以外であっても、町から要請があった場合には、事業者は計測・検証状況を提示できる状態としておくこと。

⑼　事業者の設置した発電設備に起因して雨漏りが生じた場合には、事業者の負担により修繕を行うこと。また、防水施工の保証期間中の屋根に発電設備を設置する場合は、現行の保証期間内の雨漏りへの対応は、事業者の負担により行うこと。

なお、施工した屋根に雨漏りが発生した場合には、事業者が原因を調査し、これに要する費用は事業者の負担とする。

7　その他の条件

⑴　事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。また、事業者は本事業により、第三者に損害を与えないようにすること。

なお、工事や自然災害その他に起因する町又は第三者への損害賠償に備え、損害保険に加入するとともに、第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償すること。

⑵　事業の進行に合わせて適宜協議打ち合わせを実施する。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを町に提出すること。

⑶　町が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、町の判断において貸与するものとする。

⑷　事業者は、施設管理者等からの苦情（発電/蓄電設備の設置によって生じる騒音、振動、熱気、反射等）や、設備撤去後における現状復旧に不備があった場合には、事業者の負担により誠実に対応すること。

⑸　施設内設備の管理区分を明確にするため、事業者が設置した設備類（配線類含む）には、事業者の名称等を表示するとともに、主要な設備には事業名、期間、非常時連絡先も表示すること。

⑹　事業者は、業務上知り得た内容及び情報等を、町の許可なく第三者に漏らしてはならない。

⑺　疑義の解釈

ア　本事業の目的を達成するために必要な事項は、本項に定めのないことであっても実施するものとする。

イ　その他、本項に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、町と事業者で協議して決定するものとする。